

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八十六号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第十五第一号中「、鴻巣市、北本市」を削り、同号口中「、北本市大字下石戸上及び大字下石戸下」を削る。

別表第十六中「、鴻巣市、北本市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。